

大熊町地域防災計画 資料編

令和6年3月

目次

1	防災体制	1
資料 1 - 1	大熊町防災会議条例.....	1
資料 1 - 2	大熊町災害対策本部条例.....	3
資料 1 - 3	大熊町消防団設置及び定数等に関する条例.....	4
資料 1 - 4	大熊町消防団の組織等に関する規則.....	5
資料 1 - 4	防災関係機関名簿.....	7
2	応援協定等	12
資料 2 - 1	災害応援協定等の一覧.....	12
資料 2 - 2	国土交通省との情報交換に関する協定.....	15
資料 2 - 3	いわき市・双葉郡内市町村による応援協定.....	17
資料 2 - 4	双葉郡内の消防相互応援協定.....	19
資料 2 - 5	全国報徳研究市町村協議会の応援協定.....	21
資料 2 - 6	原子力発電所に関する通報連絡要綱.....	24
資料 2 - 7	全国原子力発電所所在市町村協議会の相互応援.....	29
資料 2 - 8	東京エネシスとの避難所指定に関する協定.....	31
資料 2 - 9	東京パワーテクノロジーとの避難所指定に関する協定.....	33
資料 2 - 10	廃炉等の安全確保に関する協定.....	35
資料 2 - 11	郵便局との協力覚書.....	39
3	消防・水防関係	41
資料 3 - 1	消防団の現況.....	41
資料 3 - 2	防災重点ため池の現況.....	41
4	情報通信	42
資料 4 - 1	大熊町防災行政用無線局一覧.....	42
資料 4 - 2	放送文例.....	45
5	避難対策	49

資料 5 - 1	避難施設の一覧.....	49
6	医療（助産）救護.....	50
資料 6 - 1	災害拠点病院等の一覧.....	50
7	緊急輸送.....	51
資料 7 - 1	ヘリコプター臨時離着陸場.....	51
資料 7 - 2	物資の集積予定地.....	51
8	被害状況の報告.....	52
資料 8 - 1	被害状況即報.....	52
資料 8 - 2	災害概況即報.....	54
資料 8 - 3	被害状況報告.....	55
9	災害救助法による救助の概要.....	62
資料 9 - 1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	62
10	災害救助法関係様式.....	66
資料 10 - 1	災害救助費概算額調.....	66
資料 10 - 2	災害救助基金報告書.....	67
資料 10 - 3	避難所設置及び避難生活状況.....	68
資料 10 - 4	応急仮設住宅台帳.....	69
資料 10 - 5	炊出し給与状況.....	71
資料 10 - 6	飲料水の供給簿.....	72
資料 10 - 7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況.....	73
資料 10 - 8	救護班活動状況.....	74
資料 10 - 9	病院、診療所医療実施状況.....	75
資料 10 - 10	助産台帳.....	76
資料 10 - 11	被災者救出状況記録簿.....	77
資料 10 - 12	住宅応急修理記録簿.....	78
資料 10 - 13	生業資金貸付台帳.....	79

資料 10-14	学用品の給与状況	80
資料 10-15	埋葬台帳	81
資料 10-16	死体処理台帳	82
資料 10-17	障害物除去の状況	83
資料 10-18	輸送記録簿	84
資料 10-19	実費弁償	85

1 防災体制

資料 1 - 1 大熊町防災会議条例

大熊町防災会議条例

昭和 37 年 10 月 5 日条例第 28 号
改正

昭和 55 年 3 月 21 日条例第 11 号
平成 12 年 3 月 24 日条例第 2 号
平成 27 年 9 月 18 日条例第 27 号
平成 30 年 12 月 14 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、大熊町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大熊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) その他の機関のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、34 人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の各委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月21日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月14日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 大熊町災害対策本部条例

大熊町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 5 日条例第 29 号

改正

平成 19 年 3 月 20 日条例第 8 号

平成 27 年 9 月 18 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大熊町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指令する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指令する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 18 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-3 大熊町消防団設置及び定数等に関する条例

大熊町消防団設置及び定数等に関する条例

令和 3 年 12 月 10 日

条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町に消防団を設置する。

(名称及び区域)

第 3 条 消防団の名称は、大熊町消防団とし、管轄区域は大熊町の区域の全域とする。

(定員及び配置等)

第 4 条 消防団員の定員は 167 人とし、階級、職及び配置は別表第 1 のとおりとする。

(種類)

第 5 条 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員(次号に掲げる機能別団員以外の消防団員をいう。)

(2) 機能別団員(町長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(大熊町消防団設置等に関する条例の廃止)

2 大熊町消防団設置等に関する条例(昭和 43 年大熊町条例第 23 号)は、廃止する。

別表第 1(第 4 条関係) 定員及び配置(階級別定員を含む。)

区分	名称	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		計
		職名	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別団員	
非常勤 消防団員	本団		1	1	4					32	38
	第 1 分団				1	1		2	25		29
	第 2 分団				1	1		2	56		60
	第 3 分団				1	1		2	36		40
	計		1	1	7	3		6	117		167

資料 1-4 大熊町消防団の組織等に関する規則

大熊町消防団の組織等に関する規則

令和 4 年 3 月 25 日

規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大熊町消防団の設置及び定数等に関する条例(令和 3 年大熊町条例第 35 号)に基づき、大熊町消防団の組織、階級、訓練、礼式及び服制等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第 2 条 消防団長は消防団の事務を統括し、消防団を指揮して、法令、条例及び規則等に定める職務を遂行し、町長に対しその責を負うものとする。

(組織)

第 3 条 消防団に、本団及び分団を置く。

2 分団は第 1 分団、第 2 分団及び第 3 分団とし、配属基準を別表第 1 に定める。ただし、団長が認める場合は配属基準によらず団員を各分団に配置できる。

3 大熊町役場内に消防団事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(階級)

第 4 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 機能別団員の階級は全て団員とする。

(消防団員の職務)

第 5 条 消防団員は消防団長及び上司の命を受け、消防事務を処理する。

2 基本団員は消防事務全般を処理する。

3 機能別団員は以下の消防事務を処理する。

(1) 音楽隊、ラッパ隊の事務に関する事。

(2) 災害時における後方支援に関する事。

(3) 広報活動に関する事。

(4) 前号のほか、団長が必要と認める事項

(本団の職務)

第 6 条 本団においては次の各号の事務を処理する。

(1) 消防団の諸計画及び会議等に関する事。

(2) 消防団員の入退団に関する事。

(3) 消防団員との連絡及び調整に関する事。

(4) 消防団員の教養訓練に関する事。

(5) 消防団の記録に関する事。

(6) 事務局への諸報告及び連絡に関する事。

(7) 機能別団員の職務内容に関する事。

(8) 設備、資材その他物品の管理に関する事。

(9) その他団長が必要と認める事項
(事務局の職務)

第 7 条 事務局においては次の各号の業務を処理する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 消防団員の公務災害補償に関すること。
- (3) 消防団員の退職報償金に関すること。
- (4) 消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関すること。
- (5) 消防団員の表彰に関すること。
- (6) 各関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (7) その他団長が必要と認める事項

(分団)

第 8 条 分団に、分団長、副分団長、班長及び団員を置く。

- 2 分団長は、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 班長及び団員は、上司の命を受け事務分担を処理する。

(訓練、礼式及び服制)

第 9 条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準(昭和 40 年消防庁告示第 1 号)、消防操法の基準(昭和 47 年消防庁告示第 2 号)及び消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)による。

(表彰)

第 10 条 町長は消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合はこれを表彰することができる。

(退職報償金)

第 11 条 消防団員が 5 年以上勤続して退職したときは、市町村消防団員退職報償金支給条例(昭和 54 年福島県市町村総合事務組合条例第 14 号)の規定により退職報償金を支給する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)配属基準

分団名	対象区分
本団	団長、副団長、団長が指名する分団長及び機能別団員
第 1 分団	町内に生活の拠点を置く基本団員及び町内に勤務する基本団員
第 2 分団	大熊町役場からおおむね 1 時間圏内の県内自治体に生活の拠点を置く基本団員
第 3 分団	大熊町役場からおおむね 1 時間圏外の県内自治体に生活の拠点を置く基本団員

資料 1-4 防災関係機関名簿

1 県

① 県(本庁) (抜粋)

福島市杉妻町2-16 県庁代表 024-521-1111

部局等名	担当名	電話番号	
危機管理部	危機管理課	危機管理担当 総務・経理担当	024-521-8651 024-521-8652
	消防保安課	代表 消防、火災予防 高圧・LPガス、危険物、火 薬、電気工事業	024-521-7190 024-521-7190 024-521-7189
	災害対策課	代表 災害対策 情報通信	024-521-7194 024-521-7194 024-521-7195
	原子力安全対策課	総務企画 原子力防災 発電所監視 放射線監視室	024-521-8054 024-521-7819 024-521-7255 024-521-8498
	放射線監視室	—	024-521-8498
総務部	秘書課	—	024-521-7009
	広報課	代表／総務・電子担当	024-521-7012
	市町村行政課	—	024-521-7057
	市町村財政課	—	024-521-7059
企画調整部	企画調整課	—	024-521-7108
	復興推進本部	総括班	024-521-7129
	エネルギー課	エネルギー政策担当	024-521-7116
避難地域 復興局	避難地域復興課	支援担当 調整担当 帰還支援担当	024-521-8435 024-521-8436 024-521-8439
	避難者支援課	—	024-523-4250、4157
	生活拠点課	復興公営住宅担当 避難者住宅対策担当 再建調整担当 再建支援担当	024-521-8617 024-521-8306 024-521-6933 024-521-8618
	原子力損害対策課	損害対策担当 賠償支援担当	024-521-7103 024-521-8183
生活環境部	一般廃棄物課	—	024-521-7249
	産業廃棄物課	産業廃棄物適正処理等担当	024-521-7264
	中間貯蔵・除染対策課	—	024-521-7276

部局等名		担当名	電話番号
保健福祉部	保健福祉総務課	—	024-521-7219
	地域医療課	医務・救急担当	024-521-7221
商工労働部	商工総務課	総務・予算経理担当	024-521-7269
農林水産部	農林総務課	総務担当	024-521-7391
土木部	土木企画課	防災担当	024-521-7890
	道路管理課	維持補修担当 市町村担当	024-521-7473 024-521-7503
	河川整備課	水防担当 整備担当 ダム担当	024-521-7483 024-521-7894 024-521-7487
	砂防課	—	024-521-7492
	下水道課	市町村下水道担当	024-521-7515
	建築住宅課	企画担当 復興住宅担当	024-521-7520 024-521-8387
病院局	病院経営課	—	024-521-7226
教育委員会 (教育庁)	教育総務課	総務担当	024-521-7755

② 県(出先機関)

機関名	所在地	電話番号
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1115、1116 (市町村支援課)
福島県ふたば復興事務所	富岡町小浜 553-2	0240-22-6974
相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1326
相双保健福祉事務所 いわき出張所	いわき市平字梅本 15	0246-24-6118
福島県ふたば医療センター 附属病院	富岡町大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090
福島県ふたば医療センター 附属ふたば復興診療所 (ふたばリカーレ)	榎葉町大字北田字中満 289-1	0240-23-6500
相双農林事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1153 (企画部)
相双農林事務所 双葉農業普及所	富岡町小浜 481	0240-23-6472
相双農林事務所 富岡林業指導所	富岡町小浜 553-2	0240-23-6084

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
相双建設事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1205 (総務課)
相双建設事務所 富岡土木事務所	富岡町小浜 553-2	0240-23-5529
相馬港湾建設事務所	相馬市原釜字大津 183	0244-26-8768 (総務課)
相双教育事務所	南相馬市原町区錦町 1-30	0246-24-6214 (総務担当)

③ 県警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
福島県警察本部	福島市杉妻町 2-16	024-522-2151
双葉警察署	富岡町中央 2-19	0240-22-2121

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
双葉地方広域市町村圏 組合消防本部	檜葉町大字山田岡字仲丸 1-110	0240-25-8561
双葉地方広域市町村圏 組合消防本部富岡消防署	富岡町大字本岡字王塚 673-3	0240-22-2119

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
農林水産省東北農政局 福島県拠点	福島市南中央 3-36	024-534-4141
関東森林管理局磐城森林管理署	いわき市四倉町字東 2-170-1	0246-66-1234
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平 36	024-546-4331
国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所	いわき市平字五色町 8-1	0246-23-2211
海上保安庁第二管区海上保安本部	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111
海上保安庁第二管区海上保安本部 福島海上保安部	いわき市小名浜字辰巳町 11	0246-53-7112
福島地方气象台	福島市松木町 1-9	024-534-0321

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号・FAX番号
自衛隊福島地方協力本部	福島市南町 86	(電話) 024-546-1919 (FAX) 024-546-1921
陸上自衛隊東北方面総監部 (運用班)	仙台市宮城野区南目館 1-1	(電話) 022-231-1111 (内線 2723) (FAX) 022-237-3056
陸上自衛隊第 44 普通科連隊 (第 3 科)	福島市荒井字原宿 1	(電話) 024-593-1212 (内線 237) (FAX) 兼用

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社福島支店	福島市山下町 5-10	024-531-7481
東北電力ネットワーク株式会社 相双電力センター	南相馬市原町区三島町 2-41	0244-22-2159
東日本高速道路株式会社 いわき管理事務所	いわき市好間町北好間字丸田 17-1	0246-36-0123
東日本鉄道株式会社 東北地域本社福島支店	福島市栄町 1-1	024-522-1233
独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市小名浜野田字八合 88-1	0246-88-7101
一般社団法人福島県医師会	福島市新町 4-22	024-522-5191
日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	025-545-7997
公益社団法人福島県トラック協会	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32	024-558-7755

機関名	担当課等	電話番号
NHK福島放送局		024-526-4333
福島テレビ(株)		024-536-8000
(株)福島中央テレビ		024-923-3300
(株)福島放送		024-933-1111
(株)テレビユー福島		024-531-5111
(株)ラジオ福島	総務局	024-531-4336
(株)エフエム福島		024-991-9000
(株)喜多方シティエフエム		0241-22-1002
(株)エフエム会津		0242-28-0565
(株)福島民報社	南相馬支社 双葉南支局	0244-22-2806 0240-22-8600
福島民友新聞社(株)	相双支社 ふたば支局	0244-25-3626 0240-22-1042
(株)NTTドコモ東北支社福島支店		024-544-6116
KDDI(株)東北総支社		022-262-0698
(一社)福島県医師会		024-522-5159
(公社)福島県歯科医師会		024-523-3266
(一社)福島県薬剤師会		024-549-2198
(公社)福島県看護協会		024-934-0512
(公社)福島県放射線技師会		024-559-1043
(一社)福島県LPガス協会		024-593-2161
社会福祉法人福島県社会福祉協議会		024-523-1251
(一社)福島県警備業協会		024-523-4911
(公社)福島県バス協会		024-546-1478
(公社)福島県トラック協会 会津支部		024-558-7755 0242-24-4855

2 応援協定等

資料2-1 災害応援協定等の一覧

令和5年8月現在

協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成26年 11月7日	災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣・受入れ等
災害時における相互応援協定	いわき市 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 双葉町 浪江町 葛尾村	平成11年 3月25日	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)ボランティアの斡旋 (6)児童生徒の受け入れ (7)被災者に対する住宅の斡旋 (8)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
消防相互応援協定書	広野町 檜葉町 富岡町 川内村 双葉町 浪江町 葛尾村	平成元年 6月29日	(1)普通応援 双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援 (2)特別応援 双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地を町村長又は消防団長の要請により出動する応援
全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道豊頃町、相馬市、南相馬市、浪江町、飯舘村、	平成26年 11月28日	(1)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供 (2)食料、飲料水、生活必需品等の

協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容
	茨城県筑西市、桜川市、栃木県日光市、真岡市、那須烏山市、茂木町、神奈川県小田原市、秦野市、静岡県掛川市、御殿場市、三重県大台町		提供及びその供給に必要な資機材の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (4)被災者の一時収容のための施設の提供 (5)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
原子力発電所に関する通報連絡要綱	福島県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、東京電力ホールディングス株式会社	平成 28 年 9 月 1 日	定期連絡事項 事前連絡事項 発生後直ちに連絡する事項 連絡体制 連絡方法
全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	原子力発電所所在市町村	平成 18 年 5 月 12 日	(1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (4)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (5)ボランティアのあっせん (6)前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの
大熊町と株式会社東京エネシスとの避難所指定に関する協定	株式会社東京エネシス	平成 28 年 9 月 7 日	事務所を避難所として指定し一時帰宅や公益立入等を行っている町民等の安全確保を図る
大熊町と東京パワーテクノロジー株式会社との避難所指定に関する協定	東京パワーテクノロジー株式会社	平成 29 年 4 月 27 日	事務所を避難所として指定し一時帰宅や公益立入等を行っている町民等の安全確保を図る

協定名	協定先	締結年月日	協 定 内 容
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定	福島県、双葉町、大熊町、東京電力ホールディングス株式会社	平成27年 1月7日	通報連絡 廃炉に関する安全監視協議会による安全確認 立入調査 適切な措置の要求 等
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書	福島県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、東京電力ホールディングス株式会社	令和元年 12月26日	通報連絡 施設の新増設等に対する事前説明 安全監視協議会による安全確認 放射能の測定 立入調査 状況確認 適切な措置の要求
大熊町内郵便局・大熊町災害時相互協力覚書	大熊町内郵便局	平成10年 11月20日	(1)大熊町内郵便局が実施する応援 ・災害救助法適用時における郵便、為替預金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策 ・必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置 ・大熊町内郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・大熊町内郵便局から大熊町災害対策本部への職員の派遣 (2)大熊町が実施する応援 ・大熊町が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 (3)ともに実施する応援 ・大熊町内郵便局及び大熊町が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

資料2-2 国土交通省との情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、大熊町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大熊町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 大熊町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般災害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整理に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 縄田正

乙 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634番地
大熊町長 渡辺利綱

資料 2-3 いわき市・双葉郡内市町村による応援協定

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第 2 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第 3 条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

- 2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

- 2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

記名押印〔略〕

資料 2-4 双葉郡内の消防相互応援協定

消防相互応援協定書

(協定の目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

(出動部隊の区分)

第 2 条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

(応援の種別)

第 3 条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

(1) 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

(応援要請の方法)

第 4 条 応援の要請は、災害発生地の町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

(4) 応援隊受領場所

(5) その他必要事項

(応援部隊)

第 5 条 応援に出動する隊数は、普通応援については 1 隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第 6 条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その

指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。

2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印〔略〕

資料2-5 全国報徳研究市町村協議会の応援協定

全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯舘村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び同法第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- （3）前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- （4）応援の期間
- （5）応援の場所及び経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の負担とする。

- 2 要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議をすることができるものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請時自治体への往復途上に生じたものを除き、要請職員がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された人員の指揮)

第8条 応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

(統括自治体)

第10条 協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。

- 2 統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第11条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 第9条に定める連絡担当部局の名簿調製
- (2) 第14条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務

に関する事務

(3) 協定自治体間の情報伝達

(統括自治体の代行)

第12条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体はその事務を代行するものとする。

(加入及び脱退)

第13条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加わりようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が事項に定める書面の受理を持って成立するものとする。

(その他)

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

(効力発生の日)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書17通を作成し、協定自治体記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月28日

記名押印〔略〕

資料 2-6 原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第一立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第二立地協定」という。）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「福島第一周辺協定」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書（以下「福島第二周辺協定」という。）に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県危機管理部原子力安全対策課、福島県環境創造センター環境放射線センター
- 乙 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- 丙 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）

第一 連絡事項

（定期的に連絡する事項）

- 1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 核燃料の冷却状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (4) 核燃料の保管状況
 - (5) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
 - (6) 品質保証活動の実施状況

（事前に連絡する事項）

- 2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 福島第一立地協定第3条並びに福島第二立地協定第3条の規定による事前了解及び福島第一周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法（実施計画及び廃止措置計画）に基づく施設等の新增設、変更及び廃止をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップ、実施計画及び廃止措置計画に基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。

(5) その他必要と認められる事項

(発生後直ちに連絡する事項)

3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する事象が発生したとき、並びに第 25 条第 1 項に規定する措置を講じたとき。
- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 使用済燃料プール内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

(送受信者及び取扱い責任者の選任)

- 1 甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第 1 送受信者

第 2 送受信者

第 3 送受信者

取扱い責任者

(連絡方法)

- 2 丙が甲及び乙に連絡する方法については次のとおりとするが、発電所において震度 6 弱以上の地震が観測され第一第 3 項に規定する事項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第 3 項第 1

号に規定する事項の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲及び乙に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 第一第 1 項及び第 2 項に規定する事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 第一第 3 項に規定する事項については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前 2 号の文書の宛先等は、甲は福島県危機管理部長及び福島県環境創造センター所長、乙は市町村長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第 1 項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。
- (6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。※別紙参考図参照

ア 福島第一原発に係る事項

(ア) 福島第一原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第 3 項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び福島第二原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第 3 項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

イ 福島第二原発に係る事項

(ア) 福島第二原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第 3 項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村及び福島第一原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第 3 項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

(連絡送受信簿の備え付け)

- 3 甲、乙及び丙は、それぞれ別紙様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

(通報連絡担当国会議)

- 4 福島県危機管理部原子力安全対策課は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

(緊急時の連絡手段の整備)

- 5 福島県危機管理部原子力安全対策課は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする

(附 則)

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

昭和 51 年 6 月 1 日一部改正

昭和 53 年 4 月 1 日一部改正

昭和 57 年 3 月 30 日一部改正

昭和 60 年 12 月 27 日一部改正

平成元年 4 月 1 日一部改正

平成 3 年 4 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 5 年 1 月 22 日から実施する。

平成 6 年 4 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 22 日から実施する。

平成 13 年 4 月 25 日一部改正

平成 14 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 1 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 8 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 24 年 7 月 26 日から実施する。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 10 月 1 日一部改正

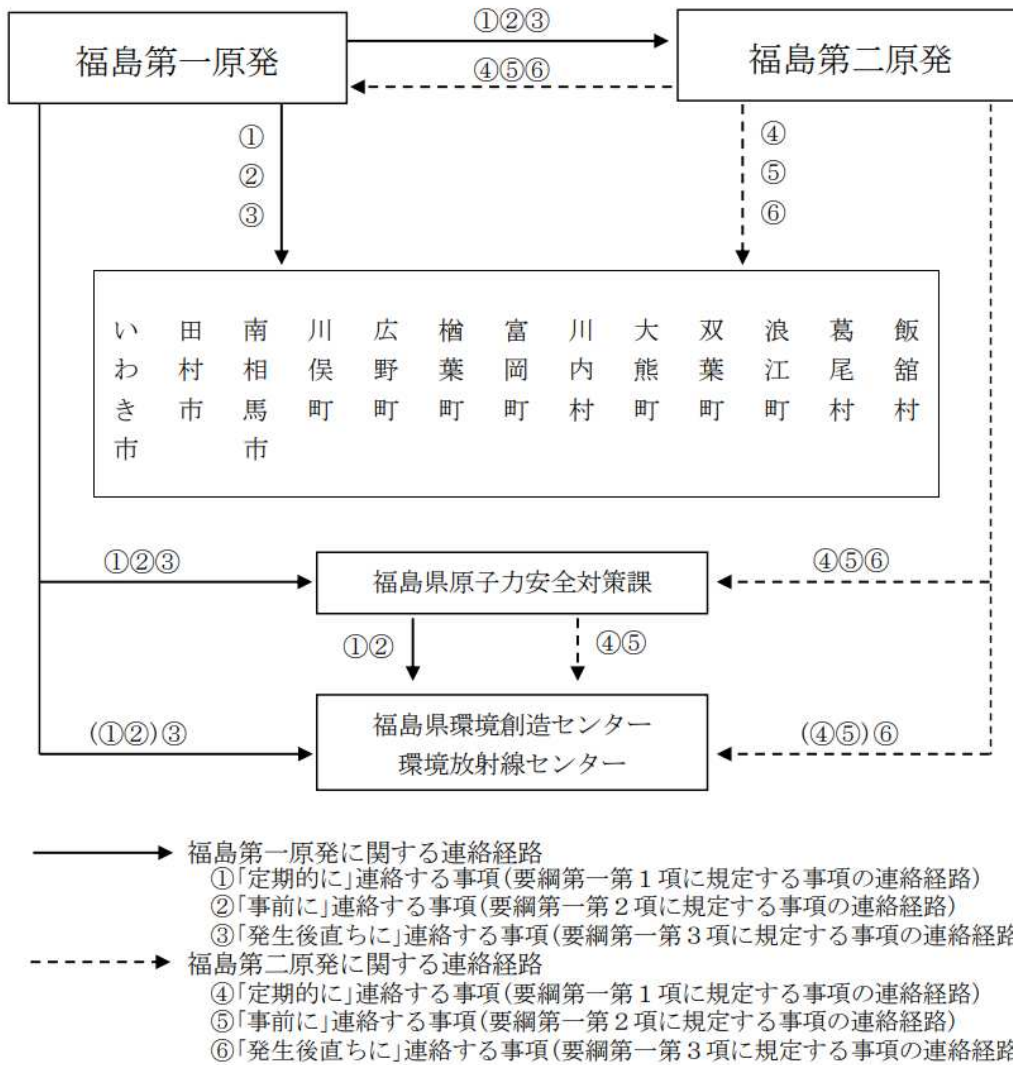
(附則)

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和元年 12 月 26 日から実施する。

別紙 参考図



別紙

様式

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容)	件 名		

資料 2-7 全国原子力発電所所在市町村協議会の相互応援

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員(準会員を含む。)である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村(以下「被災会員市町村」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第 2 条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村(以下「応援会員市町村」という。)とする。

(連絡担当部局)

第 3 条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第 4 条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第 5 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5)ボランティアのあっせん
- (6)前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第 6 条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書(別記様式 1)を事務局に提出するものとする。

(1)被害の状況

(2)前条第 1 号から第 3 号までの応援に要する品名、規格、数量等

(3)前条第 4 号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員

(4)応援を受ける場所及びその経路

(5)応援を受ける期間

(6)前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第 7 条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要

請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

(1) 第 1 次体制別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村

(2) 第 2 次体制全会員市町村

(実施)

第 8 条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第 9 条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第 7 条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第 10 条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第 11 条 第 5 条第 4 号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第 12 条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

泊村 大間町 東通村 女川町 石巻市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 東海村 御前崎市 刈羽村 柏崎市 志賀町 敦賀市 美浜町 おおい町 高浜町 松江市 伊方町 玄海町 薩摩川内市 神恵内村 共和町 岩内町 六ヶ所村 余呉町 西浅井町 高島市

資料2-8 東京エネシスとの避難所指定に関する協定

大熊町と株式会社東京エネシスとの避難所指定に関する協定書

大熊町（以下「甲」という）株式会社東京エネシス（以下「乙」という）は、次のとおり、避難所機能を備えた企業事務所に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町内大川原地区に乙が設置する事務所を、自然災害発生時や発電所の廃炉措置時のトラブルに備え、甲が避難所として指定し一時帰宅や公益立入等を行っている町民等の安全確保を図るものとする。

（避難所の規模）

第2条 町民等 200 人を収容でき、3日間滞在できる避難所とする。

（町の役割）

第3条 町は下記のことについて実施する。

- （1）企業事務所を避難場所とする旨の町民等への周知
- （2）非常食等の配備および管理
- （3）防災無線を使用した企業事務所への避難誘導
- （4）企業事務所に避難させた町民等への避難指示
- （5）企業事務所を利用した防災訓練の実施
- （6）関係機関との連携 等
- （7）避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安否確認及び情報伝達

（東京エネシスの役割）

第4条 東京エネシスは、避難所として以下の（1）～（6）の機能を備えた事務所を整備する。

また、（7）～（8）に示すことについて実施する。

- （1）建築基準法に基づく十分な耐震性を備えた事務所を設置するとともに、バリアフリー構造とする。
- （2）放射性物質を遮断するための換気設備
- （3）災害発生時の停電を考慮した非常用発電設備
- （4）原子力災害を想定したスクリーニング機材等の配備
- （5）町が配備する非常食などを保管する備品倉庫
- （6）避難者が滞在するための照明、トイレ、空調等のユーティリティ設備
- （7）別の避難所等への避難指示が出された場合の移送用バスなどの運用
- （8）その他
 - ・避難者名簿作成、避難者誘導及びスクリーニングなど避難者に対する支援を行う。

- ・町が実施する防災訓練に協力する。
- ・発電機など非常用設備については適切に維持管理を行う。
- ・営業時間外に避難場所として使用する場合に備え、鍵（1本）を甲に貸与する。

（営業時間外の対応）

第5条 乙の営業時間外に避難場所として使用しなければならない事象が発生した時は、甲は当該事務所を避難所として使用することができる。この時、乙は発電機の運転など避難所開設に必要な支援を速やかに行う。

（有効期間及び協定解除等）

第6条 本協定は大熊町の復興において必要欠くべからざるもので、甲による避難所の整備が完了するまでの間は有効とする。本協定の解除については、甲及び乙の協議によるものとする。なお、第3条及び第4条のそれぞれの役割については、両者協議の上、随時見直し可能とする。

（緊急連絡体制）

第7条 甲及び乙は、緊急時に円滑かつ緊密に連絡できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

（損害賠償）

第8条 甲が当該事務所を避難所として使用した際、施設又は設備を損傷したときは、乙の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年9月7日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634

大熊町長

乙 東京都中央区茅場町1丁目3番1号

株式会社東京エネシス 代表取締役社長

資料2-9 東京パワーテクノロジーとの避難所指定に関する協定

大熊町と東京パワーテクノロジー株式会社との避難所指定に関する協定書

大熊町（以下「甲」という）東京パワーテクノロジー株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり、避難所機能を備えた企業事務所に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町内大川原地区に乙が設置する事務所を、自然災害発生時や発電所の廃炉措置時のトラブルに備え、甲が避難所として指定し一時帰宅や公益立入等を行っている町民等の安全確保を図るものとする。

（避難所の規模）

第2条 町民等 200 人を収容でき、3日間滞在できる避難所とする。

（町の役割）

第3条 町は下記のことについて実施する。

- (1) 企業事務所を避難場所とする旨の町民等への周知
- (2) 非常食等の配備および管理
- (3) 防災無線を使用した企業事務所への避難誘導
- (4) 企業事務所に避難させた町民等への避難指示
- (5) 企業事務所を利用した防災訓練の実施
- (6) 関係機関との連携 等
- (7) 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安否確認及び情報伝達

（東京パワーテクノロジーの役割）

第4条 東京パワーテクノロジーは、避難所として以下の（1）～（6）の機能を備えた事務所を整備する。また、（7）～（8）に示すことについて実施する。

- (1) 建築基準法に基づく十分な耐震性を備えた事務所を設置するとともに、バリアフリー構造とする。
- (2) 放射性物質を遮断するための換気設備
- (3) 災害発生時の停電を考慮した非常用発電設備
- (4) 原子力災害を想定したスクリーニング機材等の配備
- (5) 町が配備する非常食などを保管する備品倉庫
- (6) 避難者が滞在するための照明、トイレ、空調等のユーティリティ設備
- (7) 別の避難所等への避難指示が出された場合の移送用バスなどの運用
- (8) その他

- ・避難者名簿作成、避難者誘導及びスクリーニングなど避難者に対する支援を行う。
- ・町が実施する防災訓練に協力する。
- ・発電機など非常用設備については適切に維持管理を行う。
- ・営業時間外に避難場所として使用する場合に備え、事務所及び倉庫の鍵を甲に貸与するか又は解錠の手段を甲に伝達する。

(営業時間外の対応)

第 5 条 乙の営業時間外に避難場所として使用しなければならない事象が発生した時は、甲は当該事務所を避難所として使用することができる。この時、乙は発電機の運転など避難所開設に必要な支援を速やかに行う。

(有効期間及び協定解除等)

第 6 条 本協定は大熊町の復興において必要欠くべからざるもので、甲による避難所の整備が完了するまでの間は有効とする。本協定の解除については、甲及び乙の協議によるものとする。なお、第 3 条及び第 4 条のそれぞれの役割については、両者協議の上、随時見直し可能とする。

(緊急連絡体制)

第 7 条 甲及び乙は、緊急時に円滑かつ緊密に連絡できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

(損害賠償)

第 8 条 甲が当該事務所を避難所として使用した際、施設又は設備を損傷したときは、乙の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第 9 条 本協定に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 27 日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 6 3 4

大熊町長

乙 東京都江東区豊洲五丁目 5 番 13 号

東京パワーテクノロジー株式会社 代表取締役社長

資料 2-10 廃炉等の安全確保に関する協定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島の復旧・復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下これらを「乙」という。）並びに事業者である東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力の責務及び関係法令等の遵守等）

第 1 条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第 2 条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(施設の新増設等に対する事前了解)

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

(技術検討会の設置)

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成 24 年 12 月 7 日付け福島県生活環境部長通知。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、設置要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び設置要綱第6条第2項に規定する環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。

5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立

入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第 8 条 甲、乙又は協議会は、前条第 1 項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第 9 条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第 10 条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第 7 条第 1 項の規定に基づき立入調査を行う者、第 4 条第 3 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第 11 条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第 12 条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第 13 条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第 14 条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実にを行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年1月7日から実施する。
- 2 福島県、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社が昭和51年3月22日に締結した福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、平成27年1月6日限り廃止する。
- 3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成27年1月7日

甲 福島県知事 内堀雅雄

乙 双葉町長 伊澤史朗 大熊町長 渡辺利綱

丙 東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬直己

資料 2-1-1 郵便局との協力覚書

大熊町内郵便局・大熊町災害時相互協力覚書

大熊町内の郵便局（以下「甲」という）及び大熊町（以下「乙」という）は、災害時における相互の協力について、つぎのとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、大熊町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第 3 条 甲及び乙は大熊町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替預金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は大熊町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前 2 号以外の事項で協力できる事項

（協力の実施）

第 4 条 甲及び乙は、前条第 2 項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第 5 条 甲は大熊町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 6 条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第 7 条 甲は大熊町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大熊郵便局長、乙においては大熊町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年11月20日

記名押印〔略〕

3 消防・水防関係

資料3-1 消防団の現況

組織改編の年月日 令和4年4月1日

団員数 65名（令和6年1月29日現在）

分団の構成 本団、第一分団、第二分団、第三分団、機能別団員

車両の種類と数 CAFS 1台、ポンプ車1台、可搬ポンプ車2台

資料3-2 防災重点ため池の現況

防災重点ため池の一覧

ため池 コード	ため池名	所在地	総貯水量 (千 m ³)
75430017	館山	富岡町大字上手岡字高津戸	1,233
75450001	万右エ門	大字上字楓沢	257
75450008	頭森2	大字大川原字南平	125
75450018	羽山1	大字小良ヶ浜字高平	5.5
75450022	鈴内4	大字夫沢字中央台	170
75450054	小塚	大字野上字姥神外	576

4 情報通信

資料 4 - 1 大熊町防災行政用無線局一覧

局種	識別信号	免許番号	場所	種別	方向	電波形式	周波数	空中線電力	相手方
固定局	ぼうさいおおくまこうほう	東固 9804	大野 600	送受信設備		15K0D7W	60.515MHz	5W	すべての固定局(ちょうじゃはら1・2・3、ちゅうおうだい1、だい1・2・3除く)
			南平 1138-2	通信所					
			仲丸 1-110	通信所					
固定局	ぼうさいちゅうおうだい3	東固 9810	中央台 522	再送信設備	役場方向	15K0D7W	60.515MHz	5W	おおくまこうほう
					大1方向	15K0D7W	63.59MHz	1W	ちょうじゃはら1・2・3、ちゅうおうだい1、だい1・2・3
固定局	ぼうさいぼうようだいら	東固 9854	望洋平 9	簡易中継局	役場方向	15K0D7W	60.515MHz	5W	おおくまこうほう
					中屋敷方向	15K0D7W	63.605MHz	5W	ぼうさいちゅうやしき
固定局	ぼうさいちゅうじゃはら1	東固 9805	長者原 603-2	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいちゅうじゃはら2	東固 9806	長者原 123	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいちゅうじゃはら3	東固 9807	長者原 294-1	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいちゅうおうだい1	東固 9808	中央台 1002-2	子局		15K0D7W	63.59MHz	10mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいちゅうおうだい2	東固 9809	中央台 705	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいちゅうおうだい4	東固 9811	西大和久 84-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいだい1	東固 9812	大 18-1	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいだい2	東固 9813	大 409	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいだい3	東固 9814	大 52-2	子局		15K0D7W	63.59MHz	100mW	ぼうさいちゅうおうだい3
固定局	ぼうさいひがしおおわぐ1	東固 9815	東大和久 514-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいひがしおおわぐ2	東固 9816	南台 279	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしおおわぐ1	東固 9817	西大和久 53	子局		15K0D7W	60.515MHz	10W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしおおわぐ2	東固 9818	西大和久 324-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいむかいはた1	東固 9819	向畑 231	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいむかいはた2	東固 9820	向畑 26	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいひがしだいら1	東固 9821	東平 464	子局		15K0D7W	60.515MHz	5W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいひがしだいら2	東固 9822	東平 121-2	子局		15K0D7W	60.515MHz	5W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいくまがわ	東固 9823	古館 1-8	子局		15K0D7W	60.515MHz	5W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいたかだいら	東固 9824	高平 634	子局		15K0D7W	60.515MHz	5W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいくままち1	東固 9825	熊町 832	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいくままち2	東固 9826	熊町 933	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいなめづ	東固 9827	滑津 917-2	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいしんまち1	東固 9828	新町 465	子局		15K0D7W	60.515MHz	10mW	ぼうさいおおくま

局種	識別信号	免許番号	場所	種別	方向	電波形式	周波数	空中線電力	相手方
固定局	ぼうさいしんまち2	東固 9829	新町 624	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいしんまち3	東固 9830	新町 418-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいしんまち4	東固 9831	新町 711-2	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいあさひだい1	東固 9832	旭台 498	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいあさひだい2	東固 9833	旭台 721-3	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしきだい1	東固 9834	錦台 752	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしきだい2	東固 9835	錦台 748	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいみなみだいら1	東固 9836	南平 1103	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいみなみだいら2	東固 9837	南平 1049-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしだいら1	東固 9838	西平 1249	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいにしだいら2	東固 9839	西平 633	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいちゅうやしき	東固 9840	旭ヶ丘 337	子局		15K0D7W	63.605MHz	5W	ぼうさいぼうようだいら
固定局	ぼうさいうばがみ	東固 9841	姥神 367	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいやまがみ	東固 9842	山神 66	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいすわ1	東固 9843	諏訪 611	子局		15K0D7W	60.515MHz	1W	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいすわ2	東固 9844	諏訪 220-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいきたむかい	東固 9845	北向 376-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいかなやだいら	東固 9846	金谷平 353-2	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいしみず1	東固 9847	清水 593	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいしみず2	東固 9848	清水 125-3	子局		15K0D7W	60.515MHz	10mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいはら1	東固 9849	原 2-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいはら2	東固 9850	原 68-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	10mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいはら3	東固 9851	原 153	子局		15K0D7W	60.515MHz	100mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいおおの1	東固 9852	大野 48	子局		15K0D7W	60.515MHz	10mW	ぼうさいおおくま
固定局	ぼうさいおおの2	東固 9853	大野 769-1	子局		15K0D7W	60.515MHz	10mW	ぼうさいおおくま
基地局 (移動局用)	ぼうさいおおくま	東基 153719	大野 600	送受信設備		24K3G7W	272.1625MHz	10W	免許人所属の陸上移動局及び他の防災関係機関所属の陸上移動局
陸上移動局	ぼうさいおおくま1	東移 10142499	大野 634	公用車		G1D	262.2375MHz(制御用)	5W	免許人所属の陸上移動局及び他の防災関係機関所属の陸上移動局
陸上移動局	ぼうさいおおくま2	東移 10142500	大野 634	公用車					同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま3	東移 10142501	大野 634	公用車				5W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま4	東移 10142502	大野 634	公用車		24K3G1C	262.0375MHzから262.2125MHzまで25kHz 間隔の周波数8波(直接通信用)		同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま5	東移 10142503	大野 634	公用車		24K3G1D			同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま6	東移 10142504	大野 634	公用車		24K3G1E	262.2625MHzから262.4125MHz まで25kHz 間隔の周波数7波(直接通信用)	5W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま7	東移 10142505	大野 634	公用車					同上

局種	識別信号	免許番号	場所	種別	方向	電波形式	周波数	空中線電力	相手方
陸上移動局	ぼうさいおおくま 8	東移 10142506	大野 634	公用車					同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 9	東移 10142507	大野 634	公用車			262.4375MHzから 265.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 112 波(通話用)	5W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 10	東移 10142508	大野 634	公用車					同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 51	東移 10142509	大野 634	ハンディー		G1D	262.2375MHz(制御用)	2W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 52	東移 10142510	大野 634	ハンディー					同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 53	東移 10142511	大野 634	ハンディー			262.0375MHzから 262.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 8 波(直接通信用)	2W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 54	東移 10142512	大野 634	ハンディー		24K3G1C			同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 55	東移 10142513	大野 634	ハンディー		24K3G1D			同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 56	東移 10142514	大野 634	ハンディー		24K3G1E	262.2625MHzから 262.4125MHz まで	2W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 57	東移 10142515	大野 634	ハンディー(環対)			25kHz 間隔の周波数 7 波(直接通信用)		同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 58	東移 10142516	大野 634	ハンディー(環対)					同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 59	東移 10142517	大野 634	ハンディー(環対)			262.4375MHzから 265.2125MHzまで	2W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 60	東移 10142518	大野 634	ハンディー(環対)			25kHz 間隔の周波数 112 波(通話用)		同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 301	東移 10142519	西大和久 84-1			G1D 24K3G1C 24K3G1D 24K3G1E	262.2375MHz(制御用) 262.0375MHzから 262.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 8 波(直接通信用) 262.2625MHzから 262.4125MHz まで 25kHz 間隔の周波数 7 波(直接通信用) 262.4375MHzから 265.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 112 波(通話用)	5W 5W 5W 5W	同上
陸上移動局	ぼうさいおおくま 302	東移 10142520	西大和久 84-1			G1D 24K3G1C 24K3G1D 24K3G1E	262.2375MHz(制御用) 262.0375MHzから 262.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 8 波(直接通信用) 262.2625MHzから 262.4125MHz まで 25kHz 間隔の周波数 7 波(直接通信用) 262.4375MHzから 265.2125MHzまで 25kHz 間隔の周波数 112 波(通話用)	5W 5W 5W 5W	免許人所属の陸上移動局及び他の防災関係機関所属の陸上移動局

資料 4-2 放送文例

避難勧告等の放送文例

① <避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例>
<p>緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令 こちらは大熊町災害対策本部です。 ただ今、（※1 避難すべき事由）のため、〇〇時〇〇分 〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、 ただちに（避難施設名）へ避難してください。 その他の方は、避難の準備を始めてください。</p>
② <避難勧告の伝達文の例>
<p>緊急放送、緊急放送、避難勧告発令 こちらは大熊町災害対策本部です。 ただ今、（※1 避難すべき事由）のため、〇〇時〇〇分 〇〇地区に避難勧告を発令しました。 ただちに（避難施設名）へ避難してください。 なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害 の危険がある 等）ので避難する際は、十分に注意してください。</p>
③ <避難指示（緊急）の伝達文の例>
<p>緊急放送、緊急放送、避難指示発令 こちらは大熊町災害対策本部です。 ただ今、（※1 避難すべき事由）のため、〇〇時〇〇分 〇〇地区に避難指示を発令しました。 大変危険な状況です。 避難中の方はただちに（避難施設名）へ避難を完了してください。 なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害 の危険がある 等）ので充分注意してください。</p>

※ 1 避難すべき事由（例）

- ・〇〇（地区）で土砂災害の危険性が非常に高まった。
- ・（近隣〇〇地区）で土砂の移動現象が確認された。
- ・（近隣〇〇地区）で土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が確認された。

大熊町防災行政用無線局運用細則による放送文例

1 台風

台風予報

台風〇〇号は、〇時〇分ごろ東北地方に接近するおそれがあり、風雨が強くなりますので、皆さんは台風予報に十分注意して下さい。特に〇〇〇〇などに被害を受けないよう万全を期して下さい。

被害予報

台風〇〇号による雨の量が多く、田畑にかん水のおそれがありますので、河川にかかる各堰は全部開放して下さい。

被害状況

台風〇〇号による大雨のため、町内全域にわたり浸水による被害がでています。現在の被害状況は〇〇地内で床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸です。

避難先の通報

〇〇地内の皆さん。台風〇〇号による〇〇地内の〇〇河川の増水で床上浸水のおそれがあります。至急近くの避難所に避難して下さい。避難所は〇〇〇〇学校です。

避難時の注意事項

みなさん避難には必要最少限度の着替え、食糧、飲料水、かい中電灯を忘れずに持って関係者の誘導に従って行動して下さい。避難所は〇〇〇〇学校です。

消防団員の出動

台風〇〇号の被害が出るおそれがありますので消防団員は出動し、各々の部所の警戒に当たって下さい。被害が発生したら直ちに本部に連絡して下さい。

2 地震

激しくゆれている最中(最初の3分位が重要)

ただいま〇〇地方に大きな地震がありました。

あわてて外に飛び出すのは危険です。落ちついて行動して下さい。

火事を出さないため、まず火の始末をして下さい。ガスやストーブの栓を閉めて下さい。火の始末をするように声をかけ合ってください。

机かベッドの下にもぐるか、丈夫な家具に身を寄せるのが安全です。

皆さんの火の始末はすみしましたか。石油ストーブ、ガスは止めましたか。もう一度声をかけ合って確かめて下さい。

ゆれがほぼおさまった段階(数分後～10分位後)

ただいま地震がありました。ゆれは次第におさまっています。

皆さん落ちついて、まわりを見て下さい。ガスやストーブは完全に消しましたか。アイロンなど電気のスイッチは切りましたか。

地震で一番恐ろしいのは火災です。火の始末をもう一度確かめて下さい。

火事は早く消防署(119番)に知らせて下さい。

地震発生後10分以上経った段階

〇〇地方の地震はほとんどおさまりました。

今後余震が予想されますが、余震は本震より強くないのが普通です。もう心配はありません。

家の下敷きになった人はありませんか。

プロパンガスのボンベなどが倒れていませんか。

もう一度火の元を確かめて下さい。

災害の状況は消防団又は役場に連絡して下さい。

3 火災

火災発生

ただいま〇〇地区の〇〇さん附近で、火災が発生しております。消防団(第〇分団)の出動をお願いいたします。

消防団出動

〇〇地区の火災は延焼中であり、更に延焼のおそれがありますので消防団(第〇分団)は応援のため出動して下さい。

通行者、地域住民へ

〇〇地区の火災のため、只今消防車が急行しております。

附近を通行中の皆さんは消防車に道をあけて下さい。

一般の方は危険ですから火災現場に近寄らないで下さい。

鎮火

〇〇地区に発生した火災は、〇時〇分鎮火いたしました。

ご協力ありがとうございました。

4 交通事故

午前〇時〇〇分頃〇〇地区内の〇〇道〇〇附近で〇〇車と〇〇車の(接触、追突、衝突、火災、転ぶく)事故がありました。この事故で〇〇附近の道路は(通行止、一方通行)となり、混雑しておりますので、附近を通行される方は十分注意して下さい。

現在〇〇方面への通行は、〇〇地内の交通事故のため、〇〇線は交通止となっておりますのでご注意ください。

5 断水

水道課からのお知らせをいたします。○月○日午前○時から午前○時まで○○○工事のため断水しますのでご了承下さい。

○○地区で○○したため○○地区は断水となりますのでご了承下さい。通水は○○時頃の予定です。

6 電話

○○地区の皆さんにお知らせいたします。○○の○○○により電柱が倒れて現在同地区での電話は不通になっています。

7 電気

○○地区の皆さんにお知らせします。○○の○○○の為○○地区一帯で停電しています。間もなく回復の見込みですので、今しばらくお待ちください。

8 各種相談

○月○日は○○において午前○時から午前○時まで○○相談を行っております。

○○などでお困りの方はお早目に相談におかけ下さい。

原子力災害の放送文例

1 避難

こちらは、防災おおくま広報です。福島第一原子力発電所1号機で事故が起きました。町内に一時立入をしている方は、トランシーバー、防災行政無線等の情報に従い、町内からの退去を開始して下さい。

2 状況説明

こちらは、防災おおくま広報です。福島第一原子力発電所1号機で事故が起きました。現在、放射性物質は外部に漏れていません。環境の放射線の数値にも大きな変動はありません。健康への影響はありません。しかし、事故の進展状況を踏まえて、町内に一時立入をしている方は、町内からの退去を開始して下さい。

5 避難対策

資料5-1 避難施設の一覧

令和6年1月現在

施設名称	所在地	収容人員 (人)	海拔 (m)	指定 避難 所	指定緊急避難場所					備考
					大規模 火災	洪水	土砂 災害	地震	津波	
大熊町役場	大川原字南 平1717			○	○	○	○	○	○	ロビーを利用
義務教育学校 学び舎 ゆめの森	大川原字南 平2019番1			未 指定	○	○	○	○	○	アリーナを利用
(株)東京エネシス 福島総合支社	熊字錦台 180番地1	200	67	○	○	○	○	○	○	1階
東京パワーテクノロ ジー(株) 福島原子力事業所	熊字錦台 182番地1	200	67	○	○	○	○	○	○	1階 多目的 スペース

6 医療（助産）救護

資料6-1 災害拠点病院等の一覧

平成30年7月現在

1 基幹災害医療センター

施設名	所在地	電話番号
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘1	024-547-1111

2 地域災害拠点病院（二次医療圏：相双、隣接医療圏：いわき市）

施設名	所在地	電話番号
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町2丁目 54-6	0244-22-3181
いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16	0246-26-3151

3 原子力災害拠点病院

施設名	所在地	電話番号
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘1	024-547-1111
日本赤十字社 福島赤十字病院	福島市入江町11-31	024-534-6101
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町2丁目 54-6	0244-22-3181

4 近隣の医療機関

施設名	所在地	電話番号
福島県ふたば医療センター附属病院	富岡町大字本岡字玉塚817-1	0240-23-5090

7 緊急輸送

資料7-1 ヘリコプター臨時離着陸場

平成30年7月現在

名 称	所 在 地	備 考
旧大熊町役場駐車場	大字下野上字大野 634	除染済

資料7-2 物資の集積予定地

令和2年3月現在

名 称	所 在 地	備 考
大熊町役場防災庁舎	大字大川原字南平 1717	

8 被害状況の報告

資料8-1 被害状況即報

市町村				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
				冠水	ha		
区分		被害		そ の 他	文教施設	箇所	
人的被害					病院	箇所	
死者		人			道路	箇所	
行方不明者		人			橋りょう	箇所	
負傷者					河川	箇所	
重傷		人			港湾	箇所	
軽傷		人			砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟		清掃施設	箇所	
			世帯		崖崩れ	箇所	
			人		鉄道不通	箇所	
	半壊		棟		被害船舶	隻	
			世帯		水道	戸	
			人		電話	回線	
	一部破損		棟	電気	戸		
			世帯	ガス	戸		
			人	ブロック塀等	箇所		
	床上浸水		棟				
		世帯					
		人					
床下浸水		棟		り	災世帯数	世帯	
		世帯		り	災者数	人	
		人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物	棟		危険物	件		
	その他	棟		その他	件		

資料8-2 災害概況即報

災害名 _____

報告日時	月 日 時 分
市 町 村	
報告者名	
電話番号	

災害の状況	発生場所		発生日時		月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等設置状況									

資料8-3 被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区分		被害		区分		被害		区分		被害		対応措置等				
人的被害	死者	1	人	文教施設	全壊	30	箇所	農林地	農地	62	千円	町の防災体制	発令	解除		
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業用施設	63	千円					
	負傷者	重傷	3		人	その他	32		箇所	林業用施設	64				千円	
		軽傷	4		人	(計)	33		箇所	共同利用施設(農林)	65				千円	
住家	全壊	5	棟	農地被害	流失、埋没	34	ha	農林水産業施設	共同利用施設(水産)	66	千円	町の水防体制	発令	解除		
		6	世帯		冠水	35	ha		(計)	67	千円					
		7	人		流失、埋没	36	ha		道路	68	千円					
	半壊	8	棟	畑被害	冠水	37	ha	土木	橋りょう	69	千円	災害対策本部	設置	解散		
		9	世帯		畦畔	38	箇所		河川	70	千円					
		10	人		一般休地	39	箇所		海岸	71	千円					
	一部破損	11	棟	農林水産業施設	農業用施設	40	箇所	施設	港湾	72	千円	災の害適	救用	助状		
		12	世帯		林業用施設	41	箇所		砂防	73	千円					
		13	人		共同利用施設(農林)	42	箇所		漁港	74	千円					
	床上浸水	14	棟	土木施設	共同利用施設(水産)	43	箇所	その他	(計)	75	千円	法況	避難命令・状	報告		
		15	世帯		道路	44	箇所		病院	76	千円					
		16	人		橋りょう	45	箇所		水道	77	千円					
	床下浸水	17	棟	土木施設	河川	46	箇所	公共	清掃施設	78	千円	市町村	(計)	83	千円	
		18	世帯		海岸	47	箇所		一般	79	千円					
		19	人		港湾	48	箇所		公営企業	80	千円					
	り災者	世帯	20	世帯	土木施設	砂防	49	箇所	公共	公社	81	千円	市町村	(計)	82	千円
		人員	21	人		漁港	50	箇所		市町村	82	千円				
	非住家	公共建物	全壊	22	棟	衛生関係施設	病院	51	箇所	小	公共施設被害市町村数	85	団体	避難命令・状	報告	
			半壊	23	棟		水道	52	箇所		農産被害	86	千円			
市町村		全壊	24	棟	土木施設	清掃施設	53	箇所	その他	林産被害	87	千円	畜産被害	88	千円	
		半壊	25	棟		商工関係	54	箇所		水産被害	89	千円				
(計)		26	棟	がけくずれ	55	箇所	その他	商工被害	90	千円	消防職員 出動延人員	人				
その他		全壊	27	棟	交通通信被害	鉄道不通		56	箇所	その他			その他	91	千円	消防団員 出動延人員
		半壊	28	棟	船舶被害	57	箇所	被害総額	92		千円					
(計)		29	棟	通信被害	58	回線	その他		91	千円						
				停電被害	59	軒数		被害総額	92	千円						
				ガス被害	60		被害総額		92	千円						
				文教施設	61	千円		被害総額	92	千円						

報告者	課	庁内電話
-----	---	------

明細表2

被害状況報告
 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原因
計	0	0	0		

明細表3 教育関係

被害状況報告
 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名			
学 校	全 壊	校数			
		学校名			
	半 壊	校数			
		学校名			
文化財 建造物	全 壊	棟数			
		名称			
	半 壊	棟数			
		名称			
臨時休校をした学校	小学 校	校数			
		学校名			
	中学 校	校数			
		学校名			
	高等 学校	校数			
		学校名			
計			0	0	0

明細表4 公共施設関係

被害状況報告 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名	区分	県庁舎		市庁舎		公立病院		公立診療所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
		棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												

明細表5 道路、河川、農林水産施設関係

被害状況報告 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

施設名	区分	位置		種類	延長巾員	復旧金額	内応急額	堤防高	今回水位	備考
		市町村	大字							

明細表6 急傾斜地、山地関係

被害状況報告
 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分	市町村名	区 分				備考
	地区名	延長 (m)	面積 (㎡)	住家の被害(戸)		

明細表7 農作物関係

被害状況報告
 概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分	市町村名						
水	冠 水	ha					
		t o n					
		千円					
	倒 伏	ha					
		t o n					
		千円					
稲	埋没・流出	ha					
		t o n					
		千円					
果	み かん	ha					
		t o n					
		千円					
	柿	ha					
		t o n					
		千円					
	桃	ha					
		t o n					
		千円					
	梅	ha					
		t o n					
		千円					
樹	そ の 他	ha					
		t o n					
		千円					
そ さい	そ の 他	ha					
		t o n					
		千円					
	そ の 他						

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8~10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17~19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30~33	小、中、高校、特別支援学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

※参考：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による大規模半壊の基準

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。

資料：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月内閣府（防災担当））

9 災害救助法による救助の概要

資料9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（全焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊半 焼床上浸 水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失ったもの（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者（半壊に準じる程度の者を含む）	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,000円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費・人件費は、別途計上 2 災害発生效后3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条 第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条 第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※住宅の応急修理における半壊に準じる程度（準半壊）は、損害割合が10%以上20%未満。限度額は300,000円以内。

10 災害救助法関係様式

資料 10-1 災害救助費概算額調

様式 1

災害救助費概算額調 (災害名)

大熊町

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			
		借上型仮設住宅	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人				
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費	人				
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯				
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯				
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校等生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大人	体			
		小人	体			
		計	体			
(12)	死体の搜索費	体				
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費	世帯				
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2	実費弁償費	人				
3	扶助金	件				
4	損失補償	件				
5	法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費						
1	都道府県事務費					
2	市町村事務費					
3	法第20条第1項の求償に係る事務費					
(合計)						

資料 10-2 災害救助基金報告書

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

大熊町

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	$A-B=C$	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第 26 条第 1 号の方法		円	
	同条第 2 号の方法		円	
	同条第 3 号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額(F-G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
生業資金返還額	基金繰入額	円		
	その他	円		

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

資料 10-7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

様式 7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎とな った世帯構 成人員	給与月日 月 日	物資給与の品名			実支出額 円	備考
			人						
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料 10-8 救護班活動状況

様式8

救護班活動状況

救護班

班長: 医師 氏名 印

月日	市(区)町 村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料 10-9 病院、診療所医療実施状況

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

資料 10-10 助産台帳

様式10

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考
			分べん期間 月 日～月 日		
				円	
計					

資料 10-13 生業資金貸付台帳

様式 13

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業		貸与期間		
							円	
	計 世帯							

(注)1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

資料 10-14 学用品の給与状況

様式 14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										市町村名	実支出額	備考
					教科書					その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他			
小学校		人															
中学校		人															
高校		人															

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料 10-16 死体処理台帳

様式 16

死体処理台帳

処理 年月日	死体発見 の日時 及び場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時保存	市町村名		
			氏名	死亡者 との関係	品名	数量	金額		検案料	実支出額	備考
計		人									

資料 10-17 障害物除去の状況

様式 17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	除去に要すべき状態の概要	備考
			実支出額 円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

資料 10-19 実費弁償

様式 19

(1) 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所 (市町村)	従事期 間	実支出額				市町村名	算定基準 による 算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外 勤務手 当	計			
医師及び歯科 医師	人	人			円	円	円	円	円		
薬剤師											
保健師・助産 師・看護師											
土木技術者											
建築技術者											
大工左官及び とび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
		人	人			円	
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車							
運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式21

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式22

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計			

(注) 1 「種類」欄には、法第 26 条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。

2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第 19 条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人件費		円	円	
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 救護器材費				
(2) 消耗器材費				
(3) 借上料損料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損料				
(4) 衛星材料				
(5) 死体の処理費				
(6) その他				
4 輸送費				
5 賃金職員等雇上費				
6 その他の費用				
7 扶助金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業扶助金				
(3) 障害扶助金				
(4) 遺族扶助金				
(5) 葬祭扶助金				
(6) 打切扶助金				
8 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 通信運搬費				
(3) その他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

災害救助法第 19 条 都道府県等は、その都道府県知事等が第 16 条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。